



違法駐車中の車にぶついたら？

弁護士 東 麗子

Aさんは休日に、夫の運転する車で朝から日帰り旅行に出かける予定でした。ところが、自宅を出てすぐのところにあるスーパーの前で、駐車禁止の場所にトラックが止まって、荷下ろしをしていました。Aさんの夫は、このトラックを避けようとしたのですが、道路幅が狭く、対向車線にはみ出さないように気を付けて運転したら、違法駐車していたトラックにぶつかって、トラックの車体にキズをつけてしまいました。

そのときはトラックの運転手と連絡先を交換して別れたのですが、その後トラックを所有する会社から、このキズを賠償するようにとの請求がきました。違法駐車をしている方が悪いのに、Aさんの夫はこの会社に弁償しなくてはならないのでしょうか。

◆—解説

違法駐車は、道路が狭くなりますし、見通しも悪くなり、本当に迷惑ですよ。会社からの請求に相談者の方が納得いかないのも無理はありません。しかし、Aさんの夫は、トラックをキズつけてしまったことに対して、トラックを所有する会社に賠償をしなくてはなりません。

停車中の車に、自分が運転する車をぶつけてしまった場合、ぶつめた側に全面的に非があるとされ、過失割合は「停車中の車：ぶつめた車」の「0：100」です。このことは、基本的に停車中の車が違法駐車であってもかわりません。

今回のご相談も、Aさんの夫が車をぶつけてしまったことに関しては夫の前方不注意が原因であり、停車中の車が違法駐車であったことが原因とはいえません。違法駐車は、この場所に駐車してはいけないと定めた法に反して駐車していることであり、このことと、事故が生じた原因かどうかはまた別のことなのです。

もっとも、停車中であれば、どんな場合も責任を負わないというわけではありません。例えば、街灯もなく見通しも悪い夜間に無灯火で停車していた場合など、走行中の車がどれだけ注意しても、前に停車中の車両があることを認識するのが難しい状況がある場合には、停車中の車両にも責任があるとされる場合があります。

また、見通しの悪い道路で、走行中の車が、違法駐車している車両をよけようとして、対向車線にはみ出し、対向車線を走っていた車にぶつかって破損させた事案で、裁判所は、「対向車両の衝突事故等の危険を予測してハザードランプ等の警告灯を点灯しないまま、車道にはみ出して駐車してはならない注意義務」を認め、違法駐車していた車にも、一定の過失があるとして、対向車両が被った損害について責任を認めました。

このように、違法駐車が事故を招いた一つの原因になったといえる場合には、停車中であっても、賠償責任が生じます。しかし、どちらの場合も、違法駐車だから責任を認められたわけではないことに注意が必要です。

車は便利ですが、一つ間違えると重大な事故に発展しかねません。ルールを守って、安全をこころがけたいですね。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業
悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件および刑事事件を取り扱う。

趣味は、読書、旅行。